

2025 年
7月号

社労士事務所 Ripples 事務所レポート

TOP
I
X

義務化へ対応！中小企業の熱中症対策の事例と助成金

テーマ1 熱中症対策義務化の要点と熱中症防止の基本

テーマ2 中小企業でできる！従業員の声を活かした取り組み事例

テーマ3 活用できる！熱中症対策に関する補助金・助成金

連絡先：〒416-0948 静岡県富士市森島 260-19 TEL:0545-67-6112 FAX:0545-67-6113 E-mail:sazanami330@gmail.com

いよいよ7月に入り、本格的な夏の暑さが到来します。全国的に気温が上昇し、湿度も高くなるこの時期は、熱中症のリスクが最も高まる時期です。熱中症は、命に関わることもある重大な健康被害であり、事業場における予防対策は喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえて、今年6月1日より「改正労働安全衛生規則」が施行され、職場での熱中症対策が事業者には義務づけられました。これまでも厚生労働省が「職場における熱中症予防基礎対策要綱」を策定するなどの取り組みをおこなってきましたが、今後は熱中症対策が法律上の義務となり、違反した場合には罰則が科されることとなります。

そこで、7月号では、今回の改正のポイントを解説し、本格的な暑さに向けて、今から具体的に何を実践していくべきかをご説明します。

テーマ1 熱中症対策義務化の 要点と熱中症防止の基本

これまでも労働者の安全配慮義務として“熱中症対策”は重要でしたが、今回の改正では、特に熱中症リスクの高い作業をおこなう場合に熱中症対策を講じることが“法律上の義務”となりました。

【改正概要】

- 施行日：令和7年6月1日
- 罰則：違反した場合、6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金（労働安全衛生法第119条）。
- 対象事業者：労働者を雇用するすべての事業者。事業の規模に関わらず、従業員を一人でも雇用している場合は対象となります。
- 対象作業：「WBGT（湿球黒球温度 ※）28度」または「気温31度以上」の環境下で、「連続1時間以上」又は「1日4時間」を超えて行われることが見込まれる作業

※WBGT：気温・湿度・輻射熱（地面や建物からの照り返しなど）を取り入れた暑さの指標のこと。

■熱中症対策の義務化の要点

「熱中症対策の義務化」の要点は、以下の2つのポイントとなります。

要点1. 熱中症の早期発見と対応体制の整備

① “熱中症の自覚症状がある従業員”や、“熱中症のおそれがある従業員を見つけた別の従業員”が、すぐにその状況を報告するための緊急連絡先や担当者をあらかじめ定め、関係するすべての者に周知することが義務づけられます。

② 「誰に、どうやって報告すればいいのか」を明確にし、従業員全員が知っている状態にする必要があります。

要点2. 熱中症による重篤化を防ぐための措置と手順の作成・周知

① 熱中症の症状が悪化することを防ぐために必要な措置（例：作業からの離脱、身体の冷却、水分・塩分の補給）や、救急隊要請、医療機関への搬送など、具体的な対応手順をあらかじめ作成することが義務づけられます。

② 作成した対応手順や、事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先や所在地なども、関係するすべての従業員に周知することが義務づけられます。

③ 「もし熱中症かな？と思ったら、次はどうすればいいのか」を明確にし、従業員全員が知っている状態にする必要があります。

■熱中症防止の基本:5つの重要ポイント

熱中症から従業員を守るには、以下の5つの基本を理解し、実践することが不可欠です。

①暑熱環境の管理

屋外作業はもちろん、工場、厨房、ビニールハウス、閉め切った倉庫など、熱がこもりやすい場所は特に注意が必要です。作業環境の気温と湿度を適切に管理し、熱中症リスクを低減するようにしましょう。

②作業負荷の調整

重い物の運搬や長時間の作業、高所作業など、身体に大きな負担がかかる作業は発汗量を増やし、熱中症のリスクを高めます。作業の強度や時間を調整し、無理のないペースで働けるよう配慮しましょう。

③適切な休憩と水分・塩分補給

作業中に十分な休憩が取れていなかったり、水分や塩分の補給が不足したりすると、体内の熱が放出されにくくなります。喉が渇く前にこまめに水分・塩分を補給し、涼しい場所で休憩を取ることを徹底しましょう。

④個人の健康状態への配慮

睡眠不足、疲労、前日の飲酒、朝食の未摂取といった体調不良に加え、高血圧や糖尿病などの基礎疾患、高齢といった個人の健康状態も熱中症の発症に大きく影響します。従業員自身の健康管理を促し、企業も体調変化に気づけるよう配慮することが重要です。

⑤暑熱順化の促進

特に本格的な夏が始まったばかりの時期は、体が暑さに慣れていないため、熱中症のリスクが急激に高まります。暑さに徐々に体を慣らす「暑熱順化」を計画的に行い、急な環境変化によるリスクを低減しましょう。

テーマ2 中小企業でできる！ 従業員の声を活かした取り組み事例

熱中症対策を効果的に進めるには、現場で働く従業員の声に耳を傾けることが何よりも重要です。大

企業のような大規模な設備投資が難しい中小企業でも、従業員のアイデアや意見を活かすことで、費用を抑えつつ実効性のある対策を実現できます。ここでは、厚生労働省の「熱中症対策事例紹介—企業別取組事例(令和3年度)—」などを参考にしながら、具体的な取り組み事例をご紹介します。

1. 「ひやり・ハット」報告からリスクマップを作成

熱中症対策の第一歩は、どこにリスクがあるかを把握することです。従業員に「作業中に“暑い”、“つらい”と感じた瞬間はいつか?」「どんな状況だったか?」を自由に書き出してもらう「ひやり・ハット報告(熱中症リスク版)」を導入しましょう。寄せられた情報をもとに、職場のフロアマップや作業工程図に「熱がこもりやすい場所」「休憩が取りにくい時間帯」「水分補給がしにくい作業」などを色分けして表示します。これにより、経営者や管理職が認識していなかった“現場のリアルなリスク”が浮き彫りになります。

【事例】

- ・「○番ラインの奥は換気が悪く、夕方になると特に蒸し暑い」
- ・「屋外作業で○時～○時は日差しが強く、休憩所の位置が遠すぎる」
- ・「フォークリフト作業中、水分補給のために一旦降りるのが手間になる」

こうした具体的な声から、優先的に対策すべき場所や状況を特定できます。

2. “アイデア募集箱”で改善策を募る

リスクが明確になったら、今度はその解決策を従業員から募ります。「こんな工夫があればもっと働きやすい」「こんなものがあったら助かる」といった現場目線のアイデアは、コスト効率の高い改善に繋がります。寄せられたアイデアの中から、費用対効果が高く、すぐにでも導入できるものから優先的に実行しましょう。小さな改善でも、それが現場の快適性に大きく貢献する場合があります。

【事例】

- ・「作業着の中に熱がこもる」という声から、一部の部署で空調服を試験的に導入し、効果を実感した上で全社的に展開。
- ・「休憩所で体を冷やしきれない」という声から、安価なミスト機能付き扇風機を設置し、従業員から好評を得た。
- ・「作業に集中すると水分補給を忘れがち」という声から、管理者が定期的に作業現場を巡回し、冷たい飲み物を声かけと共に提供する取り組みを開始。
- ・鍵がかかり電源が取れるガードマンボックス内にウォーターサーバーや塩タブレットを設置。本格的な休憩所がなくても、衛生的でアクセスしやすい補給場所を確保。

3. “熱中症対策委員会”を設置し、従業員が主体的に参加

一度対策を講じて終わりではなく、季節ごとの状況変化や新たな課題に対応するため、従業員が主体的に参加する“熱中症対策委員会”のような場を設けるのも一つの手です。委員会のメンバーは、定期的な WBGT 値の測定、休憩ルールの見直し、従業員への声かけ活動、救急箱の点検などを分担して行います。これにより、当事者意識が高まり、より実効性のある対策に繋がります。

【事例】

- ・「休憩時間をもっとこまめに設定すべき」という意見から、時間帯ごとの WBGT 値に応じて休憩時間を柔軟に調整するルールを策定。
- ・「救急処置の訓練を受けたい」という声から、消防庁が提供する救急講習を WEB で受講。

4. 小規模ならではの強み：密なコミュニケーションを活かす

小規模な現場や事業所では、従業員一人ひとりの顔が見え、日頃から密なコミュニケーションが取りやすいという大きなメリットがあります。

【事例】

- ・日頃からの声かけと観察：朝礼や休憩中だけで

なく、作業中も積極的に声かけを行い、従業員の表情や言動、汗のかき方などから体調変化のサインを読み取ります。

- ・体調不良を申し出やすい雰囲気作り：「少しでも体調が悪いと感じたら、我慢せずに必ず申し出てほしい」「作業の進捗よりも、あなたの健康が一番大切だ」というメッセージを日頃から伝え続け、安心して体調を申告できる職場環境を育みます。
- ・相互の見守り体制：皆が顔見知りの小さな組織だからこそ、従業員同士がお互いの体調に目を配り、異変があればすぐに声をかけたり、管理者に報告したりする「相互見守り」の体制を築くことが可能です。この連帯感が、熱中症の初期段階での発見、ひいては重症化の防止につながります。

従業員の声を活かした熱中症対策は、単にリスクを減らすだけでなく、従業員の満足度やエンゲージメントを高め、結果として企業の生産性向上にも貢献します。まずは小さな一歩から、従業員と共に「安全で働きやすい職場」を目指していきましょう。

【テーマ3 活用できる！熱中症対策に関する補助金・助成金】

熱中症対策の実施には費用がかかりますが、国や自治体は中小企業の取り組みを支援するための補助金・助成金制度を設けています。こうした制度を上手に活用することで、対策導入のハードルを下げることが可能です。

熱中症対策で中小企業が活用できる可能性のある補助金・助成金をまとめた概略表は次のとおりです。

補助金・助成金名称	概要	主な対象事業者	熱中症対策関連の具体例（対象経費）	補助率・助成額（概略）	主な申請期間（目安）	申請先・問い合わせ先
エイジフレンドリー補助金（職場環境改善コース）	高年齢労働者の労働災害防止支援。熱中症対策を直接的に支援。	中小企業（60歳以上雇用）	空調服、送風機、WBGT計、冷却ストッカー、研修費用、高効率空調設備（間接的）など	1/2（上限100万円）	令和7年5月15日～10月31日	厚生労働省 エイジフレンドリー補助金事務局
エイジフレンドリー補助金（総合対策コース）	労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費が補助		休憩環境の整備、作業環境の改善など	4/5（上限100万円）		
働き方改革推進支援助成金	労働時間短縮、労働環境改善支援。+ α の取組が必要。	中小企業（労災保険適用）	高効率空調設備、空調服、スポットクーラーなど（労働能率増進に資する場合）	3/4 または 4/5（上限50万円～250万円）	令和7年4月1日～11月28日	厚生労働省 各都道府県労働局
業務改善助成金	最低賃金引上げと生産性向上支援。+ α の取組が必要。	中小企業・小規模事業者	高効率空調設備、空調服、スポットクーラーなど（生産性向上に資する場合）	3/4 または 9/10（上限600万円）	令和7年4月14日～	厚生労働省 各都道府県労働局
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	職務に関連した知識・技能を習得させるための訓練支援。+ α の取組が必要。	中小企業（要件あり）	熱中症予防知識、応急処置、WBGT計使用法、対策機器運用などの訓練費用	経費助成率 45～85% 賃金助成（訓練時間×800円～）など	令和7年4月1日～	厚生労働省 各都道府県労働局 ハローワーク
地方自治体独自の補助金（都道府県・市区町村）	各自治体独自の熱中症対策・省エネ・設備投資支援。	各自治体の定める事業者	エアコン設置費補助、遮熱塗装、屋根緑化、冷却グッズなど	各自治体の規定による	各自治体の規定による	各自治体のウェブサイト 担当部署

※上記は概略であり、詳細な要件や最新情報、正確な申請期間は必ず各機関の公式ウェブサイトでご確認ください。

【助成金1】「エイジフレンドリー補助金（職場環境改善コース）」

エイジフレンドリー補助金の職場環境改善コースは、厚生労働省が実施しており、特に高年齢労働者（60歳以上）の労働災害防止を目的としています。その中で「熱中症予防対策プラン」が明示されており、熱中症の発症リスクの高い高年齢労働者の熱中症予防対策に要する経費（機器の導入等）が補助対象となります。

具体的には、空調服やミストファン、大型扇風機、WBGT（暑さ指数）測定器の導入費用などが対象となり、高年齢労働者が安全で健康的に働き続けられる職場環境の整備を直接支援するものです。なお、事務室や作業場へのエアコン（工場扇等を含む）の設置は、令和7年度は補助対象外となっている点に注意が必要です。

【助成金2】エイジフレンドリー補助金（総合対策コース）

エイジフレンドリー補助金のなかに「総合対策コース」がありますが、このコースは労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメント（労働災害発生の危険性や有害性を特定し評価すること）に基づき、その結果を踏まえた労働災害防止対策に要する経費が補助されます。このリスクアセスメントの過程で、暑熱環境における労働者のリスクが特定された場合、そのリスクを低減するための対策、例えば、休憩環境の整備、作業環境の改善などが、労働災害防止対策の一環として補助対象となり得ます。

したがって、総合対策コースは熱中症対策を直接的な目的とするわけではありませんが、労働者の負担軽減や作業環境改善を通じて、結果的に熱中症リスクの低減に貢献する可能性があります。

【助成金3】働き方改革推進支援助成金と業務改善助成金、人材開発支援助成金は「+αの取組」が必要

働き方改革推進支援助成金と業務改善助成金、人材開発支援助成金も、熱中症対策と直接的に紐づくわけではありませんが、間接的な熱中症対策として活用することが可能です。ただし、これらの助成金はそれぞれに「+αの取組」が求められることになります。

■働き方改革推進支援助成金：労働能率の増進による間接的な熱中症対策

働き方改革推進支援助成金は、労働時間短縮や年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバルの導入など、労働環境の改善と生産性向上を目的としています。この中で、労働者の「労働能率の増進に資する設備・機器等導入費用」が対象経費とされており、熱中症対策に役立つ空調服やスポットクーラー、高効率空調設備の導入などが認められる場合があります。

しかし、単に熱中症対策機器を導入するだけではこの助成金の主旨に合いません。「+αの取組」として、時間外労働の削減や年次有給休暇の取得促進、

勤務間インターバルの導入といった、労働時間制度改革に具体的に取り組む必要があります。これらの改革と並行して熱中症対策設備を導入することで、労働者の健康維持と生産性向上を両立させ、助成金の対象となり得ます。

■業務改善助成金：生産性向上への貢献による間接的な熱中症対策

業務改善助成金は、事業場内最低賃金の引き上げと、生産性向上に資する設備投資などによる業務改善を同時におこなう中小企業・小規模事業者を支援します。熱中症対策のための設備導入も、それが労働者の健康維持や作業効率向上に貢献し、結果として生産性向上につながる場合に、対象経費として認められる可能性があります。

ここで求められる「+αの取組」は、事業場内最低賃金の引き上げを確実に実施すること、そして導入する設備が明確に生産性向上に貢献することです。熱中症対策設備を導入するだけでなく、「この設備導入によって、夏季の作業効率が〇%向上し、結果として全体の生産性が〇%向上した」といった具体的な業務改善と生産性向上への寄与を示す必要があります。単なる労働者の不快感軽減目的ではなく、賃金引き上げと連動した「業務改善」の一環として位置づけられることが不可欠となります。

■人材開発支援助成金：熱中症に関する専門知識や予防策などの訓練による間接的な熱中症対策

人材開発支援助成金は、労働者の職務に関連する知識・技能習得のための訓練費用を助成する制度です。熱中症対策に直接使えるわけではありませんが、特定の職務（屋外作業や暑熱環境下での作業）において、熱中症に関する専門知識や予防策、応急処置、WBGT計の使用法、対策機器の運用などに関する訓練をおこなう場合に、間接的に活用できる可能性があります。

ただし、単なる啓発活動や法定義務の範囲内の訓練は対象外であり、職務に直接関連し、法定義務の範囲を超える高度な内容であること、また訓練が通常の業務から離れて行われる（OFF-JT）ことなどの

要件を満たす必要があります。

以上、中小企業の熱中症対策、取り組み事例、活用できる助成金・補助金についてご説明いたしました。補助金や助成金を活用しながら、熱中症対策に取り組んでいきたいという希望、さらにもっと知りたいなどございましたら、弊社までお気軽にお問合せください。

事務所からの一言

いよいよ夏本番ですね。今年は 6 月からすでに猛暑が続き、熱中症対策もすでにご対応いただいていることと思います。

ご紹介した補助金、助成金の中には取扱いをしていないものもありますが、厚生労働省管轄のものについては、極力対応してまいりますので、気になったものがありましたら、お声かけください。
(芦原)

社会保険労務士事務所 Ripples(りぷるす)

社会保険労務士 芦原百合子

〒416-0948 静岡県富士市森島 260-19

TEL 0545-67-6112 FAX 0545-67-6113

Mail sazanami330@gmail.com

HP <https://www.sr-ripples.com/>